

9. 住 宅

住宅設備改善費の助成 身 知

内 容 既存住宅（新築・増築の場合は対象となりません）の浴室や玄関、台所などを障がいに適するように改善するための費用や、天井走行式移動リフト・環境制御装置の購入費用を、それぞれの限度額内で所得に応じて助成します。なお、所得制限額を超える場合はご利用できません。

住宅改善各制度一覧

対象となる工事・設備	助成対象経費の上限額	利用できる方（在宅で次に該当する方）
既存住宅の 浴室、便所、玄関、台所、 廊下等の改善工事	80 万円	ア 身体障害者手帳 1 級又は 2 級の方 イ 知能指数 35 以下の方 ウ 身体障害者手帳 3 級でかつ知能指数が 50 以下の方
天井走行式移動リフト （機器の価格のみ）	100 万円	下肢又は体幹機能障害の 1 級又は 2 級で、移動が困難である 3 歳以上 65 歳未満の方
環境制御装置 （機器の価格のみ）	60 万円	肢体不自由の 1 級又は 2 級の身体障がい者であって、上肢及び下肢の障がいがある 18 歳以上の方

※ 助成対象経費の上限額内での自己負担率は、所得により 0、1/4、1/3、1/2 となっていますので、詳しくは窓口へお尋ねください。

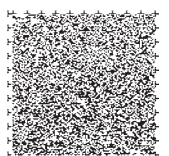
手 続 き 手帳・見積書・工事箇所の見取図など
※工事前・購入前に手続きが必要です。
※障がいの状況と工事の必要性に関連があることが条件となりますので、それを確認するための書類（主治医の意見書等）の提出をお願いする場合があります。
窓 口 ※マイナンバー制度における本人確認書類（→巻頭ページ）又はご本人及び世帯員の所得がわかる書類が必要になる場合があります。

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター （→1 ページ）	中央高齢・障害者相談課 （→1 ページ）	南高齢・障害者相談課 （→1 ページ）

※介護保険対象者で、介護保険制度の住宅改修と本制度を併用する場合は、必ず事前に窓口へご相談ください。

<参考> 日常生活用具における「居宅生活動作補助用具（住宅改修費）」

対象となる工事等	助成対象経費の上限額	利用できる方（在宅で次に該当する方）
比較的小規模な改修工事 ① 手すりの取付け ② 段差の解消 ③ 床又は通路面の材料の変更 ④ 扉の引き戸等への取替え ⑤ 洋式便器等への便器取替え ⑥ ①～⑤の各工事に付帯する工事	20 万円 ※所得によって 1 割の自己負担があります	① 6 歳以上の下肢又は体幹機能障害の 1 級～3 級の方 ② 6 歳以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 1 級～3 級（移動機能障害に限る）の方 ③ 6 歳以上の下肢又は体幹が不自由な難病等の方 ※所得制限があります



バリアフリー改修住宅に対する固定資産税の減額 **身 知 精**

内 容	新築から10年以上を経過した住宅で、令和8年3月31日までに下記のバリアフリー改修工事を行った場合、翌年度分の家屋にかかる固定資産税の3分の1に相当する額（居住面積100㎡まで）が申告により減額されます。 ※すでにこの減額の適用を受けたことのある家屋は対象になりません。 ※省エネルギー改修住宅に対する固定資産税の減額のみ併用可能です。
対象となる改修工事 （右記1、2を満たす、3①～⑧の工事）	1 バリアフリー改修工事費の補助金等を除く自己負担額が50万円を超える 2 改修後の家屋の床面積（増築含む）が50㎡以上280㎡以下である 3 ①廊下又は出入り口の拡幅 ②階段の勾配緩和 ③浴室の改良 ④トイレの改良 ⑤手すりの取り付け ⑥床の段差解消 ⑦出入り口の戸の改良 ⑧床の滑り止め化
手 続 き	改修後3か月以内に、「高齢者等居住改修（バリアフリー改修）住宅申告書」に居住者の要件を確認できる書類（介護保険被保険者証、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写し）、工事代金領収証、工事明細書、工事完成前後の写真、改修にかかる補助金額や介護給付額が分かる書類等を添付し市へ申告してください。 詳細な内容については、窓口にお問い合わせください。
窓 口	資産税課家屋評価第1班（市役所第2別館2階） 電 話 （042）769-8224 F A X （042）757-8108

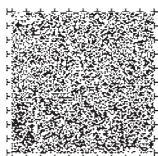


住宅改修相談 **身 知 精**

内 容	高齢の方や身体に障がいがあり、日常の暮らしや介護に不自由があるため、手すりの取り付けや段差解消などにより、安全で暮らしやすい住宅に改善することを検討されている方の相談をお受けします。
相 談 窓 口	中央高齢・障害者相談課（ウェルネスさがみはらA館1階） 電話（042）769-8349 また、次の各課でも出張による相談をお受けします。 緑高齢・障害者相談課、城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課、相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター、南高齢・障害者相談課
予 約 受 付	中央高齢・障害者相談課（ウェルネスさがみはらA館1階） 電話（042）769-8349

市営・県営住宅の入居優遇 **身 知 精**

内 容	抽選にあたり優遇制度があります。 ただし、県営住宅の単身者向住宅には障がい者の優遇はありません。
利用できる方	市営・県営住宅の申込資格があり、申込者又は申込者と同居しようとする親族の方が、次のいずれかの場合 ① 身体障害者手帳1級から4級までの方 ② A1・A2・B1の判定を受けた知的障がいのある方 ③ 精神障害者保健福祉手帳1級、2級の方（県営住宅のみ1～3級の方も該当） ④ 戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症の方と表ノ3の第1款症の障がいのある方 （県営住宅のみ）⑤ 精神に障がいのある方で1級、2級、3級の国民年金・厚生年金又は共済年金の証書を交付されている方、並びに知的障がいのある方でこれと同等の証書を交付されている方
窓 口	市営住宅について： 住宅課（市役所第1別館2階） 電 話 （042）769-8256 県営住宅について： 一般社団法人かながわ土地建物保全協会公営住宅課 〒231-8613 横浜市中区日本大通33 県住宅供給公社ビル7階 電 話 （045）201-3673 F A X （045）201-8405



県営住宅家賃の減免 身 知 精

利用できる方	県営住宅の入居者のうち、世帯の所得月額（障害年金等の非課税所得を含む）が一定額以下で、身体障害者手帳1級から4級までの方又は重度、中度の知的・精神障がい者の方
窓 口	株式会社東急コミュニティー相模原サービスセンター 電話(046)256-1560

あんしん賃貸支援事業 身 知 精

内 容	高齢者、障がい者、外国人、子育て世帯の入居をサポートする神奈川県居住支援協議会の事業です。家賃や所在地などの情報については「かながわあんしん賃貸住宅検索システム」から閲覧することができます。また、住まい探しをお手伝いいただける「協力不動産店」を探すこともできます。 URL: http://www.machikyo.or.jp/kyojyushien/bukken/index.html (かながわあんしん賃貸住宅検索システム)
利用できる方	高齢者、障がい者、外国人、子育て世帯であって、民間賃貸住宅の家賃を安定して支払うことができ、地域社会の中で自立した日常生活を営むことができる方
相談窓口	住宅課（市役所第1別館2階） 電話(042)769-9817



セーフティネット住宅 身 知 精

内 容	法律に基づき、高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として、一定の基準を満たし登録された民間賃貸住宅を「セーフティネット住宅」といいます。セーフティネット住宅の情報については、以下のサイトから閲覧することができます。 URL: https://www.safetynet-jutaku.jp (セーフティネット住宅情報提供システム)
相談窓口	住宅課（市役所第1別館2階） 電話(042)769-9817



(広告)

—聴こえる感動をあなたに贈りたい—

無料点検・無料調整はもちろん

各種補聴器に関するご相談も承ります！

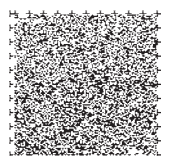
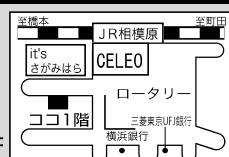
障害者総合支援法補聴器取扱店 聴力測定装置各種検査機器完備



◎お手持ちの補聴器に関する修理・調整もOK!!

〈補聴器専門店〉サガミ補聴器センター

☎042-755-6414 〈営〉AM9:00~PM6:00 水曜定休 相模原市中央区相模原1-2-18 1F



10. 障害者総合支援法、在宅福祉サービス

障害者総合支援法、児童福祉法のサービス 身 知 精 難

内 容

利用できる方

手 続 き
利 用 方 法
利用者負担

窓 口

障がいのある方の日常生活や社会生活を支援するための各種サービスです。
※介護保険の対象となった方は、原則として介護保険制度を利用していただくこととなりますので、介護保険制度に関する窓口へお問い合わせください。
身体障害者手帳をお持ちの方、療育手帳をお持ちの方又は知的障がいの判定を受けている方、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、難病の方など詳しくは窓口へお問い合わせください。
次ページ以降をご確認いただき、希望のサービスを窓口へ申請してください。
申請に基づき、受給者証が交付され、サービスの利用開始となります。
世帯の所得に応じて負担上限月額（※56 ページ参照）が決められ、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。ただし、負担上限月額よりも、利用したサービス経費の1割に相当する額の方が低い場合には、1割に相当する額を負担していただきます。（幼児教育無償化の対象を除く。）

障がいに関する窓口

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター （→1 ページ）	中央高齢・障害者相談課 （→1 ページ）	南高齢・障害者相談課 （→1 ページ）

難病の方の窓口

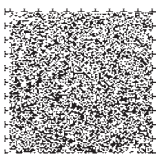
緑区の方	中央区の方	南区の方
緑保健センター 緑保健センター 津久井担当 （→2 ページ）	中央保健センター （→2 ページ）	南保健センター （→2 ページ）

介護保険制度に関する窓口

窓 口	電 話
高齢・障害者支援課（ウェルネスさがみはらB館3階） 高齢支援班（介護予防・生活支援に関すること）	（042）769-9249
介護保険課（あじさい会館4階） 総務・給付班（給付に関すること） 保険料班（保険料に関すること） 認定班（要介護・要支援認定に関すること）	（042）707-7058 （042）769-8321 （042）769-8342
（要介護（要支援）認定の申請受付） 緑高齢・障害者相談課 高齢福祉班（→3 ページ） 城山福祉相談センター（→1 ページ） 津久井高齢・障害者相談課（→3 ページ） 相模湖福祉相談センター（→1 ページ） 藤野福祉相談センター（→1 ページ） 中央高齢・障害者相談課 高齢福祉班（→3 ページ） 南高齢・障害者相談課 高齢福祉班（→3 ページ） 地域包括支援センター（→8 ページ）	

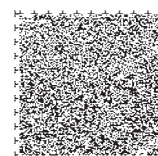
10

障害者総合支援法、在宅福祉サービス



1 サービスの内容

介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅における入浴、排せつ、食事の介護、家事援助及び通院等の介助などを行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい者、重度の精神障がい者であって、常時介護を必要とする方に、居宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動中の介護などを総合的にを行います。
	同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難がある方に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助を行います。
	行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難のある方に、危険を回避するために必要な援護及び外出時における必要な援助を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、病院等において機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話を行います。
	生活介護	施設等において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他必要な援助を要する方に、日常生活上の支援及び創作的活動の機会の提供を行います。
	短期入所 (ショートステイ)	居宅で介護する人が病気の場合などにより施設等への短期間の入所を必要とする方に、施設で入浴、排せつ、食事の介護等の支援を行います。
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要で意思疎通を図ることが困難な方で、四肢のすべてに麻痺等があり、寝たきりの状態にある方や行動上著しい困難を有する方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	施設入所支援	施設に入所する方に、主に夜間において、入浴、排せつ、食事の介護等及び日常生活上の支援を行います。
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活を営むため、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労選択支援 ※令和7年10月から	就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて就労に関する適正等の評価等を行います。
	就労移行支援	通常の事業所に雇用されることが見込まれる方に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練及びその他の必要な支援を行います。
	就労継続支援 (A型・B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な方に、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練及びその他の必要な支援を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等を利用して通常の事業所に新たに雇用された方に、一定期間、就労の継続を図るために、企業等との連絡調整や雇用に伴い生じる様々な問題に関する相談、助言等の必要な支援を行います。
	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から単身生活に移行した方等に、一定期間、必要な情報の提供や助言等、自立した日常生活を営むための必要な支援を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、主に夜間において、入浴、排せつ、食事の介護等及び日常生活上の援助を行います。
地域相談支援	地域移行支援	障害者支援施設等に入所している方や精神科病院に入院している方等に、住居の確保などの地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。
	地域定着支援	居宅において単身等で生活する方に、常時の連絡体制を確保し障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。



計画相談支援	サービス利用支援	障害福祉サービス等の利用を希望する方について、心身の状況等を勘案し、サービス等利用計画を作成します。
	継続サービス利用支援	サービス等利用計画の内容について一定期間ごとにモニタリング（検証）を行い、必要に応じて計画の変更等を行います。
障害児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、集団生活の適応訓練、その他必要な支援を行います。
	放課後等デイサービス	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
障害児入所支援	福祉型障害児入所施設	保護、日常生活の指導等を行います。
	医療型障害児入所施設	保護、日常生活の指導及び治療を行います。
障害児相談支援	障害児支援利用援助	障害児通所支援等の利用を希望する方について、心身の状況等を勘案し、障害児支援利用計画を作成します。
	継続障害児支援利用援助	障害児支援利用計画の内容について一定期間ごとにモニタリング（検証）を行い、必要に応じて計画の変更等を行います。

神奈川県内の指定障害福祉サービス事業所等については、ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」で検索することができるほか、ウェブサイト「WAM NET」で全国の事業所詳細情報を検索することができます。

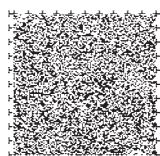
障害福祉サービスかながわ

(<http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/>)

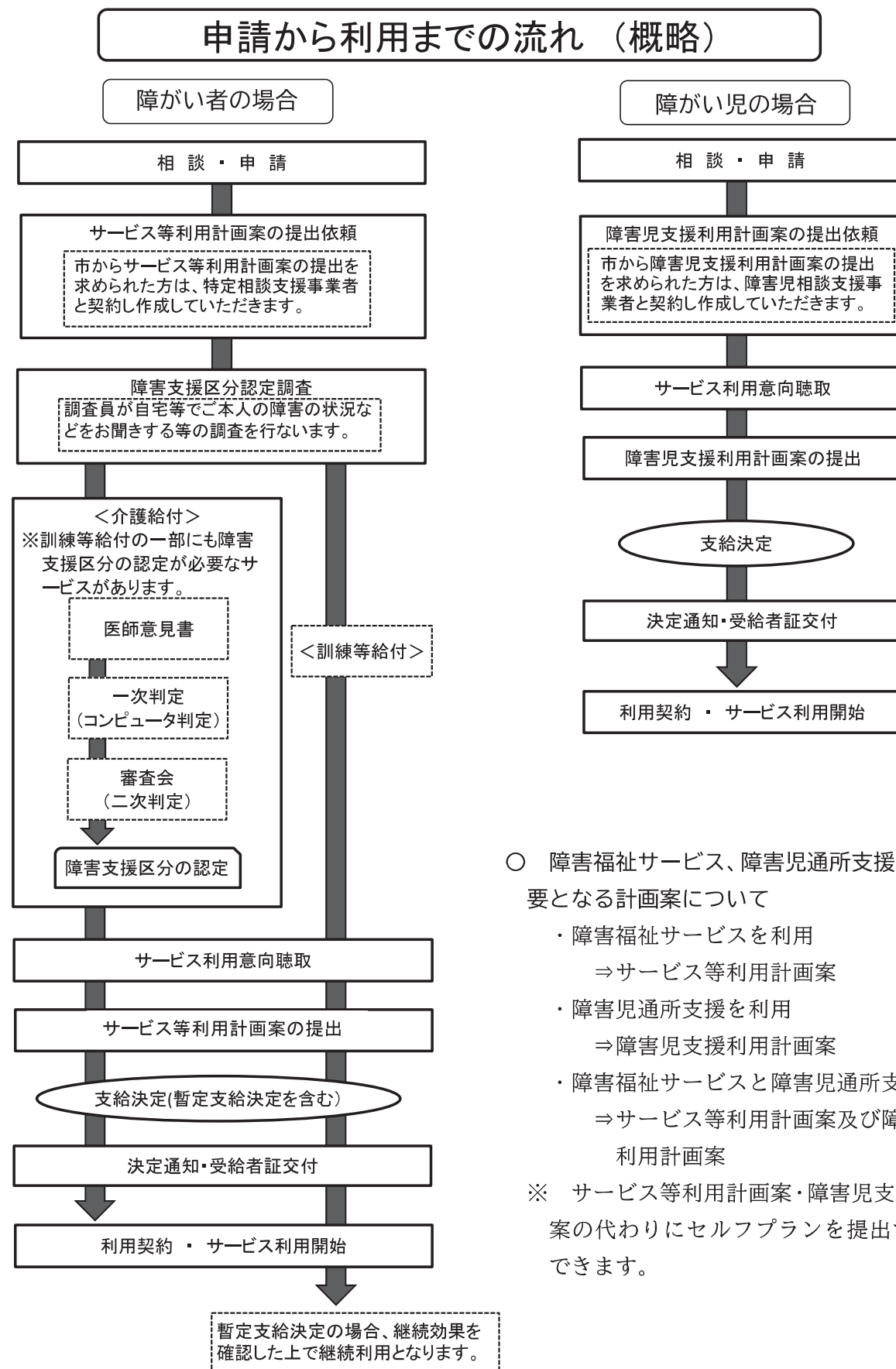


WAM NET

(<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/syogai/>)



2 申請から利用までの流れ



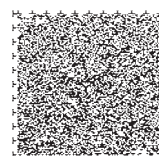
10

障害者総合支援法、在宅福祉サービス

○ 障害福祉サービス、障害児通所支援の利用に必要な計画案について

- ・ 障害福祉サービスを利用
⇒ サービス等利用計画案
- ・ 障害児通所支援を利用
⇒ 障害児支援利用計画案
- ・ 障害福祉サービスと障害児通所支援を併用
⇒ サービス等利用計画案及び障害児支援利用計画案

※ サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案の代わりにセルフプランを提出することもできます。



3 利用者負担上限額

区 分	収入状況	負担上限月額			
		在宅の方	グループホーム に入居する方	施設に入所 する方	同行援護のみ の方・移動支 援のみの方
生活保護	生活保護受給世帯	0 円	0 円	0 円	0 円
低所得	市民税非課税世帯	0 円	0 円	0 円	0 円
一般	所得税非課税世帯	5,000 円 (障がい児は 4,600 円)	5,000 円	—	0 円
	障がい児、又は、 施設に入所する 20歳未満の方	市民税所得割28 万円未満の世帯 (※2)	4,600 円	—	9,300 円
	障がい者、又は 施設に入所する 20歳以上の方	市民税所得割16 万円未満の世帯 (※2)	9,300 円	9,300 円	37,200 円
	上記以外の方	37,200 円	37,200 円	37,200 円	37,200 円

※1 同一世帯全員の所得で判断します。ただし、18 歳以上（施設に入所する方は 20 歳以上）の障がい者の方は、本人及び配偶者のみの所得で判断します。

※2 平成 30 年 7 月 1 日以降の収入状況を判断する際の市民税所得割の額は、税率 6 パーセントにより算定した額となります。

※3 満 3 歳になった後の最初の 4 月から小学校入学までの 3 年間について、次のサービスを利用する場合は、利用者負担が無償となります。

- ・ 児童発達支援 ・ 居宅訪問型児童発達支援 ・ 保育所等訪問支援
- ・ 福祉型障害児入所施設 ・ 医療型障害児入所施設

4 軽減措置について

(1) 障害児通所支援に係る利用者負担の多子軽減措置

障害児通所支援を利用している児童と同一世帯に、保育所や幼稚園等に通う児童がいて、障害児通所支援を利用する児童が第 2 子、第 3 子で一定の要件を満たしている場合、利用者負担について軽減措置が図られます。なお、年収約 360 万円未満相当世帯においては、軽減措置の適用に当たり、第何子かを決定する際に算定対象となる者を、未就学児に限らず算定します。

(2) 高額障害福祉サービス等給付費等の償還払いによる軽減措置

以下の場合に利用者負担額の一部が償還払いにより軽減されます。償還払いを受けるためには、申請が必要です。

① 同一世帯に属する支給決定障がい者等が同一の月に受けたサービス等（障害福祉サービス、補装具費、介護保険法に基づく居宅サービス等、障害児通所支援、障害児入所支援、移動支援事業、日中短期入所事業）に係る利用者負担の合計額が一定の額を超える場合

② 65 歳に達する前 5 年間にわたって特定の障害福祉サービスを利用していた低所得の方であって一定の要件を満たす方のうち特定の介護保険サービスを利用した場合（平成 30 年 4 月利用分より）

(3) 介護保険サービスの利用者負担軽減措置

障害福祉サービスを長期間利用してきた方で、介護保険サービスの利用に移行した場合に次の要件をすべて満たしている方を対象に、償還払いにより障害福祉相当介護保険サービス（※1）の利用者負担を軽減する制度（高額障害福祉サービス等給付費）があります。償還払いを受けるには申請が必要です。

① 65 歳に達する日前 5 年間にわたり介護保険相当障害福祉サービス（※2）の支給決定を受けていたこと

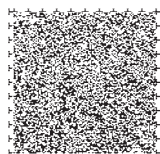
② 65 歳に達する日の前日及び申請時において本人と配偶者が市民税非課税者又は生活保護受給者等であること

③ 65 歳に達する日の前日において障害支援区分 2 以上であったこと

④ 65 歳まで介護保険サービスを利用していなかったこと

※1 訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護

※2 居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所



在宅福祉サービス

介護給付や訓練等給付によるサービスとは別に、地域での生活を支える事業を行います。なお、事業によっては自己負担があります。

移動支援事業（ガイドヘルプ） 身 知 精 難

内 容
対象となる方

屋外での移動が困難な障がいのある方に、外出時に必要な支援を行います。
次のいずれかに該当する、市内在住の方や市から障害福祉サービス受給者証の交付を受けてグループホームに入居している方など（児童を含む）。ただし、施設に入所している方及び同行援護が利用できる方は対象となりません。

①身体障害者手帳の交付を受けている方で、次のいずれかに該当する方

ア 視覚障害 1 級から 6 級の方

イ 肢体不自由 1 級で両上肢と両下肢に障がいのある方、又はこれに準ずる方

②療育手帳の交付を受けている方、又は児童相談所・知的障害者更生相談所で知的障がいがあると判定された方

③精神障害者保健福祉手帳 1 級から 3 級の方、又はこれに準ずる方

④難病等の対象疾病に罹患している方で、その疾病を起因として、視覚、下肢又は体幹機能に障がいがある方

利用者負担

世帯の所得に応じて決定する負担上限月額と、ひと月に利用したサービス経費の 1 割に相当する額を比較し、いずれか低い額が利用者負担額（56 ページ参照）となります。なお、バス等の公共交通機関を利用した場合の乗車料金は、ヘルパー分も含めて基本的に利用者の実費負担になりますが、事業者毎に扱いが異なる場合がありますので、事前に事業者にご確認ください。

対象となる
外出の内容

社会生活上必要不可欠な外出や、社会参加等の余暇活動に関する外出で、次のような外出となります。

①学校行事（入学式、卒業式、運動会、保護者会等）、PTA 活動

②家計の維持に係る手続・相談（生活費払戻し、公共料金支払い等）

③住居の維持に係る手続・相談（住居の取得、維持管理、賃貸契約等）

④生活必需品の買物

⑤理容・美容

⑥就職・就学のための活動

⑦冠婚葬祭（通夜、告別式、お見舞い、結婚式等）

⑧社会的慣習（初詣、七五三、墓参り等）

⑨余暇活動（スポーツ・文化・レクリエーション活動、ショッピング、旅行等）

対象とならない
外出の内容

①宿泊を伴う外出

②通学等で通年かつ長期にわたる外出

※通常送迎している家族等が病気となったときなど、合理的な理由により一時的に送迎ができない場合については相談窓口にご相談ください。

③宗教・政治・経済的活動に係る外出

④社会通念上、本事業を適用することが適当でない外出（ギャンブル等）

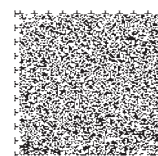
⑤移動支援の目的に当たらない外出

窓 口

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター (→1 ページ)	中央高齢・障害者相談課 (→1 ページ)	南高齢・障害者相談課 (→1 ページ)

10

障害者総合支援法、在宅福祉サービス



日中短期入所事業 身 知 精

内 容 障がい者又は障がい児を一時的に預かることにより、障がい者等に日中活動の場を提供し、見守り及び社会に適応するための日常的な訓練等を行います。

利用者負担 世帯の所得に応じて決定する負担上限月額と、ひと月に利用したサービス経費の1割に相当する額を比較し、いずれか低い額が利用者負担額となります。

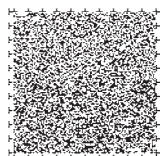
利用できる方 日中において、一時的に見守り等の支援が必要な方で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、又は児童相談所・知的障害者更生相談所で知的障がいがあると判定された方

窓 口	緑区の方	中央区の方	南区の方
	緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター (→1 ページ)	中央高齢・障害者相談課 (→1 ページ)	南高齢・障害者相談課 (→1 ページ)

10

障害者総合支援法、在宅福祉サービス

名 称	住 所	問 合 せ 先	主たる対象者			
			身	知	精	児
くりのみ学園短期入所	緑区牧野 6076-1	電 話 (042)689-2233 F A X (042)578-2702		○		
藤野さつき学園短期入所	緑区牧野 9638	電 話 (042)689-2873 F A X (042)689-3066		○	○	
“ほっ”とハウス☆歩歩	緑区小淵 2026-1	電 話 (042)687-4020 F A X (042)687-4020	○	○	○	○
津久井やまゆり園	緑区千木良 476	電 話 (042)684-3511 F A X (042)684-4680		○		○
リバルテ ルット	緑区大島 2222-3	電 話 (042)760-1791 F A X (042)760-1793		○		
「ループ」短期入所	緑区又野 243-2	電 話 (042)738-4709 F A X (042)738-4709	○	○	○	○
「ループⅡ」短期入所	緑区大島 1810-5	電 話 (042)813-8565 F A X (042)813-8565	○	○	○	○
「ループⅢ」日中短期入所	緑区向原 1-10-45	電 話 (042)814-8394 F A X (042)814-8394	○	○	○	○
Dia	緑区大島 3044-5	電 話 (042)812-3028 F A X (042)812-3562		○		○
DS かわせみ	緑区向原 1-7-8	電 話 (042)782-5352 F A X (042)782-5352			○	
相模原自閉症支援センター	中央区田名 7236-3	電 話 (042)760-1033 F A X (042)760-7115		○		
社会福祉法人相模福祉村 たんぼの家	中央区田名 6769-2	電 話 (042)761-7788 F A X (042)763-3318	○	○	○	○
児童発達支援センター 青い鳥	中央区田名 4224-1	電 話 (042)713-3838 F A X (042)713-3836				○
日中短期ひかり	中央区上溝 3905-18	電 話 (042)713-1525 F A X (042)713-1524	○	○	○	○
相模クラーク学園	中央区大野台 3-11-1	電 話 (042)786-0969 F A X (042)786-0979	○	○	○	
日中短期入所まはな	中央区すすきの町 17-9-1	電 話 (042)707-8709 F A X (042)707-8724		○		○
日中短期入所おはなまう	中央区陽光台 4-36-12 1F	電 話 (042)707-8704 F A X (072)707-8764		○	○	○
日中短期 ヒカリエ	中央区鹿沼台 2-24-13	電 話 (042)704-9200 F A X (042)704-9201	○	○	○	
日中短期入所事業所 モアナ	中央区淵野辺本町 1-3-5	電 話 (042)851-4776 F A X (042)851-4886				○
相模はやぶさ学園	南区下溝 4350	電 話 (042)777-8823 F A X (042)777-8883				○
相模原療育園	南区若松 1-21-9	電 話 (042)749-6316 F A X (042)749-6356		○		○
社会福祉法人相模福祉村 虹の家	南区下溝 4410	電 話 (042)777-0111 F A X (042)777-1133	○	○	○	○
日中一時支援事業所 える☆える	南区東林間 6-15-8 1F	電 話 (042)748-3525 F A X (042)748-3525		○	○	



北里大学病院 小児在宅支援部門あすぱら（要医療ケア障害児在宅支援事業）

在宅で療養する医療的ケアが必要な重症心身障がい児等に対し、短期間の入院や、日中お預かりして医療的ケア等を提供する病床です。

名称	内容・費用等	対象者	所在地・申し込み先
メディカル ショートステイ病床	一時的に看護等が困難になった場合に、短期間入院できる病床です。 医療保険を利用した入院です。 ※各種医療制度の適用についてはご相談ください。	・在宅で療養する医療的ケアが必要な重症心身障がい児等 ・1歳以上18歳未満（高校3年生まで） ・日帰り短期ベッドについては、市児童相談所の重症心身障がい児の認定を受け、かつ医療型短期入所サービスの支給決定を受けている方 ※医療的ケアの対応が可能です（申し込み時、ご相談ください）。	北里大学病院 トータルサポートセンター 〒252-0375 南区北里 1-15-1 電話(042)778-8438 FAX(042)778-9396 受付時間 月曜日～金曜日 (祝祭日を除く) 午前9時～午後4時
(短期入所) 日帰り短期ベッド ※利用の際の支給決定については、相談窓口（→1ページ）にお問い合わせください。	在宅療養中の重症心身障がい児を日中お預かりして医療的ケアを行う病床です。 障害者総合支援法に基づく医療型短期入所サービスを利用します。		

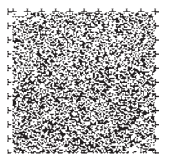
障害者一時ケア事業 身 知 精

市内にお住まいの障がい児者の保護者や家族等の社会参加や休養等のために、一時ケア実施団体が、障がい児者を一時的に介護します。なお、医療的ケアが必要な方は利用できないことがありますので、事前に以下の各施設にお問い合わせください。

名称・住所・対象者	申し込み先	利用できる日時	利用者負担
一時ケア もみの木ホーム 〒252-0243 中央区上溝 1887-1 対象者：知的障がいのある方	(一社) 相模原市 手をつなぐ育成会 電話・FAX (042)759-4310 (042)759-4353	【デイケア】 午前9時～午後5時 (1月1日～7日、8月12日～16日、12月31日を除く) 【ナイトケア】 午後5時～午前9時 (1月1日～7日、8月12日～16日、12月31日を除く)	○育成会会員 1時間あたり 200円 ○一般（登録料 3,000円/年） 1時間あたり 400円 ○早朝、デイからの延長 1時間あたり 500円 ○宿泊 1時間あたり 450円 (別途食事代の負担あり)
ふれあい デイホーム 〒252-0303 南区相模大野 6-22-1 対象者：障がいのある方など	(福) 相模原市 社会福祉協議会 南区事務所 電話・FAX (042)765-2186	月～金曜日 午前10時～午後5時 土曜日、夏休み等 午前9時～午後4時 (日曜祝日、1月1日～3日、12月29日～31日を除く)	4時間以内の場合 500円 4時間を超える場合 1,000円
障害者支援センター 松が丘園 〒252-0223 中央区松が丘 1-23-1 対象者：障がいのある方（学齢期前のお子さんは利用できません）	障害者支援センター 松が丘園 電話 (042)758-7835 FAX (042)758-7070	毎日 午前8時30分～午後10時 (1月1日～3日、12月29日～31日、松が丘園の休館日を除く)	4時間以内の場合 500円 4時間を超えて 8時間以内の場合 1,000円 8時間を超える場合 1,500円

10

障害者総合支援法、在宅福祉サービス



紙おむつ・尿とりパッドの支給 身 知

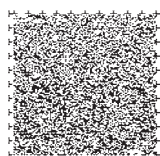
内 容	障がい児者や在宅のねたきり高齢者等で、おむつ以外での排泄が困難な方に対し、紙おむつ・尿とりパッドを支給します。				
	<table border="1"> <tr> <td>紙おむつ</td><td>パンツ型、テープ型、フラット型、子供用テープ型</td></tr> <tr> <td>尿とりパッド</td><td>男性用、男女兼用、長時間用、夜用、昼用</td></tr> </table>	紙おむつ	パンツ型、テープ型、フラット型、子供用テープ型	尿とりパッド	男性用、男女兼用、長時間用、夜用、昼用
紙おむつ	パンツ型、テープ型、フラット型、子供用テープ型				
尿とりパッド	男性用、男女兼用、長時間用、夜用、昼用				
利用できる方	市民税が非課税又は均等割のみ課税の世帯に属する身体障害者手帳下肢もしくは体幹機能障害 1 級・2 級又は療育手帳 A1・A2 の方（生活保護制度利用者を除く）				
窓 口	【緑区の方】 緑高齢・障害者相談課高齢福祉班（→3 ページ） 城山福祉相談センター（→1 ページ） 津久井高齢・障害者相談課（→3 ページ） 相模湖福祉相談センター（→1 ページ） 藤野福祉相談センター（→1 ページ） 【中央区の方】 中央高齢・障害者相談課高齢福祉班（→3 ページ） 【南区の方】 南高齢・障害者相談課高齢福祉班（→3 ページ）				

障害者施設通所交通費の助成 身 知 精 難

内 容	障害者施設等への通所に要した交通費の一部を助成します。
対 象 施 設	指定障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を行う施設、地域活動支援センター（一部施設を除く）
利用できる方	相模原市に居住し、障害者施設等に通所している障がい等のある方（生活保護制度利用者を除く）
窓 口	【各区共通】 高齢・障害者支援課（ウェルネスさがみはら B 館 3 階） 電話(042)769-8355

重度障害者等就労支援特別事業 身 知

内 容	雇用施策と連携して通勤や職場等に障害福祉サービス事業所からヘルパーを派遣することにより、就労する重度障害者等の方を支援します。								
対象となる方	重度訪問介護、同行援護又は行動援護の支給決定を受け、民間企業に雇用されている又は雇用に属さない有償の働き方をしている方 民間企業に雇用されている場合、雇用先企業が JEED（高齢・障害・求職者雇用支援機構→79 ページ）の助成金を活用する必要があります。								
利用者負担	世帯の所得に応じて決定する負担上限月額と、ひと月に利用したサービス経費の 1割に相当する額を比較し、いずれか低い額が利用者負担額となります。								
窓 口	<table><tr><th>緑区の方</th><th>中央区の方</th><th>南区の方</th></tr><tr><td>緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター (→1 ページ)</td><td>中央高齢・障害者相談課 (→1 ページ)</td><td>南高齢・障害者相談課 (→1 ページ)</td></tr></table>	緑区の方	中央区の方	南区の方	緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター (→1 ページ)	中央高齢・障害者相談課 (→1 ページ)	南高齢・障害者相談課 (→1 ページ)		
緑区の方	中央区の方	南区の方							
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター (→1 ページ)	中央高齢・障害者相談課 (→1 ページ)	南高齢・障害者相談課 (→1 ページ)							



地域活動支援センター

創作的活動や生産活動、交流促進などの活動の場を設けます。

ホームページアドレス

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kosodate/fukushi/1026641/shogai/shisetsu/1006514.html>



福祉有償運送（移送サービス） 身 知 精

福祉有償運送は、身体障がい者、要介護者等の方で、タクシー等の公共交通機関を使用して移動することが困難な方を対象に、有償で行う車両による移送サービスです。

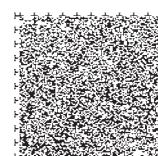
利用に当たり、事業者ごとに、利用登録、利用制限、利用者負担などの要件があります。

詳しくは、各事業所へご相談ください。

法人名／事業所名	所在地	連絡先
(特非) 津久井福祉会	緑区中野277-2	電話(042)780-7977 FAX(042)780-7978
(特非) ちゃれんじ倶楽部	緑区又野243-2	電話(042)738-4709 FAX(042)738-4709
(一社) しらゆり介護サービス	緑区原宿2-7-39	電話(042)851-2877 FAX(042)783-5608
(特非) ワーカーズ・コレクティブはっぴー	緑区相原2-34-11-102	電話(042)771-8061 FAX(042)703-4187
ちょこタクものりす	緑区若柳1208	電話 070-9043-6970 FAX (050)1096-1849
(特非) さがみこあら	緑区名倉4350-1	電話 (042)682-0077 FAX (042)682-0087
(特非) アイ・介護サービス	中央区弥栄1-18-5	電話(042)730-5883 FAX(042)730-5884
(特非) ワーカーズ・コレクティブわっか	中央区中央3-3-6 アーバン木下103	電話(042)750-1416 FAX(042)707-9519
(一社) 相模原市手をつなぐ育成会 もみの木S	中央区上溝1887-1	電話(042)759-4310 FAX(042)759-4310
神奈川高齢者生活協同組合 さがみはらケアステーション「あやとり」	中央区千代田1-1-1 千代田ビル305	電話(042)707-1180 FAX(042)750-7762
(特非) 相模原ボランティア協会	中央区富士見6-1-20 あじさい会館中央ボランティ アセンター内	電話(042)759-7982 FAX(042)759-7982
(福) 大地の会	中央区田名塩田2-5-24	電話(042)778-2902 FAX(042)778-4096
(一社) Re リライフ	南区当麻820-7 ドゥファミールB101	電話 (042)711-8086 FAX (042)711-8087
(特非) 歩	愛川町中津300-1 エスポワールA201	電話(046)281-7916 FAX(046)281-7917

10

障害者総合支援法、在宅福祉サービス



手話通訳者・要約筆記者の派遣等

身

内 容

市内に居住する聴覚又は音声・言語機能に障がいのある方の相談・手続等におけるコミュニケーションを支援します。

・設置手話通訳者による市の窓口での手話通訳

次の曜日は、設置手話通訳者が各設置場所に待機し、依頼に応じて市の窓口における相談・手続の通訳をします。

設置場所	曜日（祝日等を除く）	時間
緑高齢・障害者相談課	毎週 月曜日と木曜日	午前 9 時～正午 及び 午後 1 時～5 時
中央高齢・障害者相談課	毎週 火曜日と金曜日	
南高齢・障害者相談課	毎週 水曜日と金曜日	

※予約は不要です。直接窓口にお越しください。なお、混雑の状況によってはお待ちいただくこともあります。

・遠隔手話通訳サービス

設置窓口到手話通訳者が不在の場合、パソコンのビデオ機能を使って、他の区にいる通訳者につなぎ、通訳します。

・手話通訳者・要約筆記者の派遣

市役所・学校・病院等における相談・手続等、社会生活におけるコミュニケーションを支援するため、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

<要約筆記の種類>

手書き 要約筆記	ノート テイク	聴覚に障がいのある方が1～2人で参加する場で、筆記者が聴覚に障がいのある方の隣に座り、紙などに要約筆記をする方法
	全体投影	聴覚に障がいのある方が多数参加する場で、要約筆記した内容をスクリーンに投影する方法
パソコン 要約筆記	ノート テイク	聴覚に障がいのある方が1～2人で参加する場で、筆記者が聴覚に障がいのある方の近くで、要約筆記した内容をパソコンで見る方法
	全体投影	聴覚に障がいのある方が多数参加する場で、要約筆記した内容をスクリーンに投影する方法

※要約筆記とは、話されている内容をその場でペンや紙、パソコンなどを使って文字にして伝えることをいいます。

利 用 方 法

利用する日の7日前までに申請書を提出してください。

相模原市役所ホームページから電子申請もできます。

窓 口

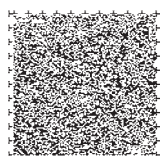
高齢・障害者支援課（ウェルネスさがみはらB館3階） 電話 （042）769-8355

F A X

（042）776-3351（手話通訳者等派遣申請専用）

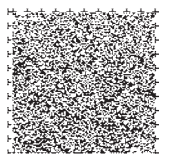
10

障害者総合支援法、在宅福祉サービス



その他の意思疎通支援など

名称	内容	窓口	ホームページなど
盲ろう者通訳・介助員の派遣	病院への通院や冠婚葬祭、官公庁での手続きなど、コミュニケーションの支援や外出時の移動介助を行う通訳・介助員を派遣します。 ※事前登録要	〒251-8533 藤沢市藤沢 933-2 神奈川県盲ろう者支援センター 電話 (0466)27-1911 FAX (0466)27-1225 メール haken@kanagawa-wad.jp	
盲ろう者相談	盲ろう者に関する相談を行っています。※予約必要	相談用電話 (0466)90-5727 相談用FAX (0466)90-5727 相談用メール moro-sodan@kanagawa-wad.jp	
失語症者向け意思疎通支援者の派遣	派遣依頼の申請により派遣決定を受けた方へ、外出の同行及び外出先でのコミュニケーションの支援を行う意思疎通支援者を派遣します。※事前登録要	神奈川県言語聴覚士会 メールアドレス ishisotsuu@kanagawa-slht.org ホームページ https://www.kanagawa-slht.org	
電話リレーサービス	きこえない方（聴覚や発話に困難がある方）ときこえる方との会話を、通訳オペレーターが手話・文字と音声を通訳することにより電話で双方向につなぐサービスです。※事前登録要	一般財団法人 日本財団電話リレーサービス 電話 03-6275-0912 FAX 03-6275-0913	
ヨメテル（文字表示電話サービス）	自分の声で相手先に伝え、相手先の声で最新のAI（自動音声認識）または文字入力オペレーターが文字にして伝えてもらうサービスです。※事前登録要	一般財団法人 日本財団電話リレーサービス 電話 0120-328-123	
全身性障害者等入院時コミュニケーション支援事業	意思疎通が困難な脳性マヒ等の全身性障がい者や知的障がい者が病院に入院した場合に、日常の支援に携わっている事業所の職員をコミュニケーション支援員として派遣し、医療従事者（医師、看護師等）との意思疎通を図り、円滑な診療行為を受けられるよう支援します。※事前登録要	緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター 中央高齢・障害者相談課 南高齢・障害者相談課 (→1 ページ)	※家族等がコミュニケーション支援を行うことができる方及び重度訪問介護を利用している障害支援区分6の方は除く。
聞こえにくい方のためのコミュニケーション教室	自立や社会参加を目的とした聴覚障害全般の知識やコミュニケーション手段の一つである手話の講座、当事者同士の交流の場を提供します。	障害者支援センター松が丘園 〒252-0223 中央区松が丘 1-23-1 電話 (042) 758-2121 FAX (042) 758-7070	※詳細内容については、広報さがみはら等でお知らせします。



障害者在宅福祉サービス総合利用登録 身 知 精

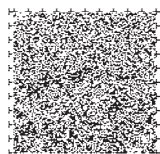
内 容 総合利用登録をしていただくことにより、次のサービスを受けることができます。
 登録できる方 ① 寝具乾燥消毒 ②訪問入浴サービス ③給食サービス ④緊急通報サービス
 手 続 き 在宅福祉サービスの利用を必要とされる重度の障がい児者
 手帳
 ※総合利用登録に際し、介護保険対象者で、介護保険制度と重複する訪問入浴サービスを
 窓 口 利用する場合は、介護保険制度が優先されます。

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター (→1 ページ)	中央高齢・障害者相談課 (→1 ページ)	南高齢・障害者相談課 (→1 ページ)

65 歳以上で介護保険の要介護 1 から 5 の認定を受けている方

【緑区の方】	【中央区の方】	【南区の方】
緑高齢・障害者相談課高齢福祉班 (→3 ページ) 城山福祉相談センター (→1 ページ) 津久井高齢・障害者相談課 (→3 ページ) 相模湖福祉相談センター (→1 ページ) 藤野福祉相談センター (→1 ページ)	中央高齢・障害者 相談課 高齢福祉班 (→3 ページ)	南高齢・障害者相 談課 高齢福祉班 (→3 ページ)

	サービス内容	利用できる方
①寝具乾燥消毒	事業者が家庭を訪問し、寝具（掛布団、敷布団、毛布）をお預かりして乾燥消毒を年 6 回行います。	重度障がい児者（身体障害者手帳 1・2 級又は療育手帳 A1・A2）世帯に属する在宅で、寝具乾燥消毒の必要が認められる方
②訪問入浴	週 1 回、移動入浴車が家庭を巡回訪問して、入浴のお手伝いをします。	重度の障がい児者（身体障害者手帳 1 級・2 級又は療育手帳 A1・A2）で、家庭での入浴が困難な方
③給食	週 4 回以内、給食を自宅まで直接お届けします。 ※提供時間等は地区により異なります。 1 食あたり 500 円	重度の障がい児者（身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A1・A2 又は精神障害者保健福祉手帳 1・2 級）で、ひとり暮らし又は家族等から食事の提供が受けられない状況にあり、自分で食事の支度をするのが困難な方
④緊急通報	在宅中の急病などの緊急時に、押しボタンで自動的に 119 番通報することができる装置をご自宅に設置します。	①ひとり暮らしの重度身体障がい児者（身体障害者手帳 1・2 級）及び重度身体障がい児者のみの世帯 ②常時注意が必要な重度身体障がい児者がいる世帯



① 認知症高齢者・障害者等見守り検索サービス **知 精**

内 容	障がいや認知症のある方の行方がわからなくなったときに、GPS端末を活用し、その居場所を家族等に伝えます。
利用者負担	機器のレンタル料として毎月1,155円 (市民税非課税世帯は420円、生活保護世帯は無料)
利用できる方	I 在宅の方で、障がいがありサービスが必要と認められる方 II 在宅の方で、介護保険の要介護・要支援認定を受け、認知症によりサービスが必要と認められる方

② 認知症高齢者・障害者等 SOS ネットワークシステム(見守りシール事業含む) **知 精**

内 容	障がいや認知症のある方の行方がわからなくなったとき、警察や交通機関、福祉関係機関等との連携により、早期発見を支援するネットワークです。また、希望者へは衣類や持ち物など様々な箇所へ貼り付け可能な二次元コードの見守りシールを発行します。シールを読み取り、専用のコールセンターに問い合わせることで行方不明者の身元照会、家族への迅速な連絡等が可能となります。
手 続 き	ご本人の写真(できるだけ最近撮影したもの 6cm×6cm 以内、同じ写真でよい)を5枚ご用意ください。

① ②の窓口

障がいのある方

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター (→1 ページ)	中央高齢・障害者相談課 (→1 ページ)	南高齢・障害者相談課 (→1 ページ)

認知症のある方

【緑区の方】	【中央区の方】	【南区の方】
緑高齢・障害者相談課高齢福祉班 (→3 ページ) 城山福祉相談センター (→1 ページ) 津久井高齢・障害者相談課 (→3 ページ) 相模湖福祉相談センター (→1 ページ) 藤野福祉相談センター (→1 ページ)	中央高齢・障害者相談課 高齢福祉班 (→3 ページ)	南高齢・障害者相談課 高齢福祉班 (→3 ページ)

行方がわからなくなったときは警察署へ連絡しましょう。

警察署へ「行方不明者届」を提出してください。また、認知症高齢者・障害者等 SOS ネットワークシステムに登録をしている方は、その旨を伝えてください。

相模原警察署	生活安全第一課	電話(042)754-0110
相模原南警察署	生活安全課	電話(042)749-0110
相模原北警察署	生活安全課	電話(042)700-0110
津久井警察署	生活安全課	電話(042)780-0110

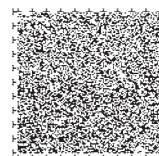
※ 「ひばり放送」での検索を依頼する場合は

警察署に「行方不明者届」の提出をして、「ひばり放送」を依頼してください。その後、警察から市への依頼により放送されます。連動して防災メールと tvk(テレビ神奈川)データ放送も配信されます。

※ 「エフエムさがみ」での検索を依頼する場合は

警察署に「ひばり放送」を依頼する際、あわせて依頼してください。
(直接エフエムさがみに依頼することも可能です)

エフエムさがみ 電話(042)776-3980



11. スポーツ・レクリエーション

神奈川県障害者スポーツ大会 **身 知 精**

参加できる方

次の全ての条件を満たす方

①市内に現住所を有する方、または市内の施設や学校等に入所・通所・通学している方

②毎年4月1日現在、13歳以上の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者

③身体障がい者は身体障害者手帳の交付を受けた方。知的障がい者は療育手帳の交付を受けた方あるいはその取得の対象に準ずる障がいのある方。精神障がい者は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、または自立支援医療（精神通院）受給者証の交付を受けた方

※なお、身体障害者手帳の交付を受けた方のうち、内部障害（ぼうこう又は直腸機能障害を除く）で交付を受けた方は参加することができません。

開催時期

フライングディスク競技会（身体／知的）	4月中旬
陸上競技会（知的）	4月下旬
ボウリング競技会（知的）	4月下旬
アーチェリー競技会（身体）	4月下旬
陸上競技会（身体）	5月中旬
水泳競技会（身体／知的）	7月上旬
卓球・サウンドテーブルテニス競技会（身体／知的／精神）	1月中旬
ボッチャ（身体）	3月上旬

※各競技会の開催時期は、年度により変更となる場合があります。

参加申込

公益財団法人神奈川県身体障害者連合会【大会事務局】

所在地：〒221-0825 横浜市神奈川区反町 3-17-2 神奈川県社会福祉センター内

電話：(045) 311-8736

ホームページ：http://kanagawa-kenshinren.or.jp/works01_03.htm



※各競技の申込期限までに参加申込書を大会事務局へ郵送で提出してください。

なお、郵送での申込が困難な場合はスポーツ推進課（市役所第2別館4階）へご相談ください。

電話：(042)769-6140 FAX：(042)754-7990

メールアドレス：sports@city.sagamihara.kanagawa.jp

※募集については、競技会ごとに、毎年2月～11月上旬に広報に掲載します。

※この大会は、全国障害者スポーツ大会の相模原市選手団の選手選考会を兼ねています。

神奈川県ゆうあいピック大会 **知**

参加できる方

毎年4月1日現在、神奈川県内に在住・在勤・在学及びこれらの経歴があり、試合当日県内の実施競技チームに在籍している12歳以上の知的障がい児者

開催時期

5月下旬から9月下旬

※大会の開催時期は、年度により変更となる場合があります。

種目

バスケットボール（団体）、サッカー（団体）、バレーボール（団体）、ソフトバレーボール（団体）、ソフトボール（団体）、ティーボール（団体）

参加申込

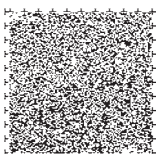
一般財団法人かながわパラスポーツ協会

所在地：〒251-0871 藤沢市善行 7-1-2

県立スポーツセンターグリーンハウス内

電話：(0466)83-0033

ホームページ：<https://kanagawa-parasports.or.jp/wp/tournament/yuai>



けやき体育館 身 知 精

内 容

障がいのある方のスポーツ、文化活動の拠点として、多くの団体やサークルに利用されています。また、個人向けにスポーツ講座や文化講座、イベント等を開催しています。
詳細はけやき体育館の定期刊行物や広報さがみはら、施設ホームページ等をご確認ください。

所 在 地

〒252-0236 中央区富士見 6-6-23

電 話

(042)753-9030

F A X

(042)769-1200

ホームページアドレス

<https://keyaki.sagamihara-shafuku.or.jp>

S N S

@keyakitaiikukan(X (旧 Twitter))



パラスポーツ用具貸出事業

内 容

市内におけるパラスポーツを通じた障がいの理解促進に資することを目的としたイベント等で使用する競技用車椅子やボッチャなどのパラスポーツ用具の無料貸出を行っています。

お問い合わせ

けやき体育館

障害者更生センター 身 知 精

障がい者やその家族が気軽に宿泊、休養できる施設です。宿泊費用等については、各施設にお問い合わせください。

名称	所在地	電話	FAX
横浜あゆみ荘 	〒224-0062 神奈川県横浜市都筑区葛が谷 2-3	(045)941-8383	(045)941-3045
伊豆潮風館 	〒413-0231 静岡県伊東市富戸字先原 1317-89	(0557)51-1504	(0557)51-3436
浜坂温泉 保養荘 	〒669-6702 兵庫県美方郡新温泉町浜坂 775	(0796)82-3645	(0796)82-3647
道後友輪荘 	〒790-0843 愛媛県松山市道後町 2-12-11	(089)925-2013	(089)925-2086

ほかほかふれあいフェスタ

内 容

市内の障がい者団体、ボランティア団体等で組織された実行委員会が主催し、障がいのある人もない人も共に生きるノーマライゼーションの考え方に基づき、障がい児者やボランティア活動等について正しい理解や認識を広めるとともに障がい児者やその家族、及び関係者などと市民との交流をとおして楽しい一日を一緒に過ごしていただくために実施しています。

開 催 時 期

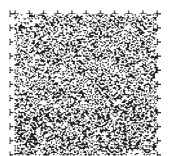
10 月頃、12 月頃（毎年実行委員会で決定されます）

窓 口

ほかほかふれあいフェスタ実行委員会（相模原ボランティア協会内）

電 話

(042)759-7982



12. 権 利 擁 護

障がい者による差別の解消の推進

内 容

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）では、障がいのある人への不当な差別的取扱いと合理的配慮の不提供が禁止されています。

不当な差別的取扱い	障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすること
合理的配慮の不提供	障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があったにもかかわらず、負担になり過ぎない範囲で、「社会的障壁」を取り除く配慮を行わないこと

相 談 窓 口

●相模原市職員による障がいを理由とする差別に関する相談窓口

- ①職員が属する課・機関
- ②職員が属する各局の総務機能を有している課
- ③職員が属する各区の区政策課
- ④人事・給与課、コンプライアンス推進課

●民間事業者による障がいを理由とする差別に関する相談窓口

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター (→1 ページ)	中央高齢・障害者相談課 (→1 ページ)	南高齢・障害者相談課 (→1 ページ)
基幹相談支援センター、障害者相談支援キーステーション (→4 ページ)		
障害福祉相談員 (→6 ページ)		
相談支援事業所 (→7 ページ)		
高齢・障害者福祉課 (市役所本館 4 階) 電話(042)707-7055		

1 2

権 利 擁 護

障がい者の虐待防止

内 容

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）に基づき、虐待の相談や通報を受付けます。

<障がい者虐待の例>

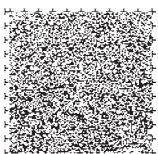
身体的虐待	障がい者の体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。 また、正当な理由なく身動きが取れない状態にすること。
性的虐待	障がい者に無理やり（また、同意と見せかけ）わいせつなことをしたり、させたりすること。
心理的虐待	障がい者を侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること。
放棄・放任 (ネグレクト)	食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとんどせず、障がい者の心身を衰弱させること。
経済的虐待	本人の同意なしに障がい者の財産や年金、賃金などを使うこと。 また、障がい者に理由なく金銭を与えないこと。

相談、通報
お 問 合 せ

障がい者の生命に危険が生じる状況のときは、まず警察に連絡し、障がい者の安全を確保してください。

●障がい者福祉施設従事者等による虐待については、次の窓口へ

福祉基盤課（市役所本館4階） 電話(042)769-1394 相談時間：月～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前8時30分～午後5時15分



●養護者による虐待については、お住まいの地区を担当する次の各課へ

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター (→1 ページ)	中央高齢・障害者相談課 (→1 ページ)	南高齢・障害者相談課 (→1 ページ)

●使用者による虐待については、次の窓口へ

高齢・障害者福祉課（市役所本館4階）電 話(042)707-7055
神奈川県障害者権利擁護センター 電 話(045)662-9534 FAX(045)663-5080
相談時間：月～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前9時～午後5時

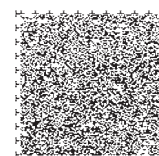
※養護者及び使用者による虐待に関する相談等については、市役所閉庁時（月～金曜日午後5時15分～翌日午前8時30分、土・日曜日、祝日）も受け付けます。
市役所代表電話（042）754-1111

市社会福祉協議会さがみはら成年後見・あんしんセンターで行う事業 **身 知 精**

	名称	内容	料金等	窓口
日常生活自立支援事業	福祉サービス利用援助・日常的金銭管理服务	利用者へ福祉サービスについての情報提供や助言を行います。また、契約時に作成する支援計画書に基づいて、日常生活に必要な預貯金の出し入れや公共料金等の支払を行います。	1回1,500円 (生活保護世帯は月2回まで無料)	(中央区・南区の方) 市社会福祉協議会さがみはら成年後見・あんしんセンター (→10 ページ) (緑区の方) 緑区事務所 (→10 ページ)
	書類等預かりサービス	金融機関の貸金庫にて、預貯金の通帳、年金証書、権利書、印章など大切な書類等をお預かりします。	月額500円 利用者都合による開封の場合別途500円	
	権利擁護相談	弁護士による権利擁護相談を毎月第4火曜日（祝日の場合は、第4水曜日）に行います。	相談無料（1人40分）、電話予約制	
成年後見制度利用促進事業	成年後見専門相談	司法書士や税理士、行政書士、社会福祉士による成年後見に関する相談を、毎月4回行います。	相談無料（1人30分）、電話予約制	市社会福祉協議会さがみはら成年後見・あんしんセンター (→10 ページ)
	講座等への専門職講師派遣	成年後見制度を学ぶ講座へ専門職を講師として派遣します。		
	受任調整	本人にふさわしい後見人等（市民後見人含む）候補者を検討・選定し家庭裁判所に対し候補者として推薦します。（ご本人に関わる支援機関からの書類提出が必要になります。）		

12

権利擁護



成年後見制度利用支援事業 知 精

内 容

市長申立ての対象者

費用等の助成の対象者
窓 口

知的障がい、精神障がい、認知症等の理由により、判断能力が十分ではない方の財産管理や福祉サービス契約等について、後見人等の援助を受けられるよう、本人に代わって市長が家庭裁判所に後見人等選任のため、申立ての手続きを行います。

また、費用の負担をすることが困難と認められる方に対し、審判の請求に係る費用及び後見人等への報酬の助成を行います。

後見等開始の申立てをする親族がいないなど、制度の利用が必要と認められる知的障がい者、精神障がい者、認知症のある方

生活保護を受給している方又は費用の負担をすることが困難と認められる方

・ 65 歳未満の精神障がい者の方

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 津久井高齢・障害者相談課 (→1 ページ)	中央高齢・障害者相談課 (→1 ページ)	南高齢・障害者相談課 (→1 ページ)

・ 65 歳未満の知的障がい者の方

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター (→1 ページ)	中央高齢・障害者相談課 (→1 ページ)	南高齢・障害者相談課 (→1 ページ)

・ 認知症のある方、65 歳以上の知的障がい者の方、65 歳以上の精神障がい者の方

【緑区の方】

緑高齢・障害者相談課高齢福祉班 (→3 ページ)

城山福祉相談センター (→1 ページ)

津久井高齢・障害者相談課 (→3 ページ)

相模湖福祉相談センター (→1 ページ)

藤野福祉相談センター (→1 ページ)

【中央区の方】

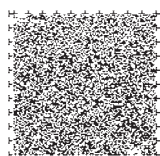
中央高齢・障害者相談課高齢福祉班 (→3 ページ)

【南区の方】

南高齢・障害者相談課高齢福祉班 (→3 ページ)

1 2

権利擁護



13. その他の制度

郵便等による不在者投票制度 身

内 容
利用できる方

郵便等により、自宅などで不在者投票ができます。

①身体障害者手帳の障がいの程度が次の方

両下肢・体幹・移動機能の障害	1 級・2 級
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	1 級・3 級
免疫・肝臓の障害	1 級～3 級

②戦傷病者手帳の障がいの程度が次の方

両下肢・体幹の障害	特別項症～第 2 項症
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症～第 3 項症

③介護保険の要介護状態区分が「要介護 5」の方

代理記載制度

上記①～③に該当し、かつ身体障害者手帳の上肢若しくは視覚の障がいがある方が 1 級の方又は戦傷病者手帳の上肢若しくは視覚の障がいがある方が特別項症～第 2 項症の方は、予め届け出た代理記載人に投票に関する記載をさせることができます。

手 続 き

①郵便等投票証明書の交付手続き

身体障害者手帳若しくは戦傷病者手帳又は介護保険の被保険者証(いずれも写し可)を添えて、交付申請書(代理記載の申請以外は本人の署名が必要)を提出します。

この証明書の有効期限は 7 年間です。

②投票用紙等の請求手続き

各選挙の投票日の 4 日前の午後 5 時まで(必着)に郵便等投票証明書と投票用紙等請求書(代理記載の申請以外は本人の署名が必要)を提出します。

窓 口

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑区選挙管理委員会事務局 (緑区合同庁舎 5 階) 電話(042)775-8820 F A X(042)700-7002	中央区選挙管理委員会事務局 (市役所本館 1 階) 電話(042)769-9259 F A X(042)757-2941	南区選挙管理委員会事務局 (南区合同庁舎 4 階) 電話(042)749-2117 F A X(042)749-2116

1 3

その他の制度

代理投票と点字投票 身

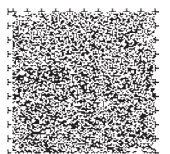
内 容

代理投票・・・文字を書くことが困難な方は、申し出をすると、投票所の係員がご本人に代わって投票用紙に記入することにより投票ができます。

点字投票等・・・視覚に障がいのある方は、点字器(投票所に用意します)を使用し、点字による投票をすることができます。弱視の方など、投票用紙の記入欄が見えにくい方には記入補助具を用意しています。

問 合 せ 先

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑区選挙管理委員会事務局 (緑区合同庁舎 5 階) 電話(042)775-8820 F A X(042)700-7002	中央区選挙管理委員会事務局 (市役所本館 1 階) 電話(042)769-9259 F A X(042)757-2941	南区選挙管理委員会事務局 (南区合同庁舎 4 階) 電話(042)749-2117 F A X(042)749-2116



東京電力 ファクスを利用した連絡受付サービス **身**

内 容	転居による電気使用開始の手続きや、停電などの緊急な用件を受け付けます。
利用できる方	聴覚障がい者の方及び音声・言語機能障がい者の方
窓 口	①ご使用開始・停止等のお申込み 東京電力エナジーパートナー株式会社 専用 FAX (0120)993-011
	②停電・電柱・電線など設備に関するご用件 東京電力パワーグリッド株式会社 専用 FAX (0120)995-606

FAXによる粗大ごみ個別収集申込み

内 容	粗大ごみ戸別収集をご利用の際は、電話、はがき、インターネットでお申込みいただいておりますが、聴覚などに障がいのある方は、専用 FAX もご利用いただけます。
申 込 先	粗大ごみ受付事務所
F A X	(042)774-9982

粗大ごみ福祉ふれあい収集

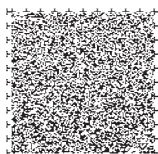
内 容	粗大ごみを屋外へ持ち出すことが困難な方に代わって、建物内から粗大ごみを運び出し、収集します。
対 象	世帯全員が次の①～⑤のいずれかに当てはまる方で、建物外に粗大ごみを運び出すことが困難な状態にある方。 ①65歳以上の高齢者 ②介護保険の要介護（要支援）認定を受けている方 ③身体障害者手帳の交付を受けている方 ④療育手帳の交付を受けている方 ⑤精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
利用者負担	運び出しは無料 ※収集運搬等に係る処理手数料は本人負担
手 続 続 ぎ	粗大ごみ戸別収集を申し込む際にご相談ください。
注 意	通常の収集より回数が少ないため、申込みから収集までに日数がかかる場合があります。（2 か月前より受付可能）
窓 口	粗大ごみ受付事務所
電 話	(042)774-9933
F A X	(042)774-9982 ※聴覚などに障がいのある方専用の FAX 番号です。

陽光園おもちゃライブラリー **身 知 精**

内 容	障がいの状態に適応したおもちゃ、障がいに対する理解と知識を深めるための専門図書及びビデオ・CD・DVD の貸出しを行っています。
利用できる方	市内在住の障がい児者とその家族及び市内で活動する障がい児者に関係する団体
窓 口	陽光園（中央区陽光台 3-19-2） 電話(042)756-8410

ひだまり施設公開 **身 知 精**

内 容	保育月間さがみはらんど（11 月を予定）に合わせて、児童発達支援センターひだまりの施設公開を行います。
窓 口	児童発達支援センターひだまり（中央区陽光台 3-19-2 陽光園内）
電 話	(042)756-8419



視覚障害者情報センター

内 容	視覚障がいのある方などに点字図書・録音図書の貸出しを行っています。センターの蔵書にないものは、視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ図書館」から取り寄せて貸出しをすることができます。また、リーディングサービス・対面音訳など各種サービスを行っています。
利用できる方	市内在住及び在勤・在学の方
開 館 時 間	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 ※休館日は土・日曜日、祝日、年末年始です。
所 在 地	〒252-5277 中央区富士見 6-1-1 ウェルネスさがみはら A 館 2 階
電 話	(042) 769-8275
F A X	(042) 786-7665
ホームページアドレス	https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kosodate/fukushi/1026641/1006539.html



リーディングサービス・対面音訳 身

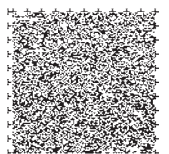
内 容	視覚障がいの方の希望に応じて、ボランティアが、書籍を音訳し CD 等に録音や、対面しての音訳をしています。各図書館にある対面朗読室もご利用いただけます。
窓 口	視覚障害者情報センター 電話 (042)769-8275 F A X (042)786-7665 市立図書館 電話 (042)754-3604 F A X (042)754-0746 相模大野図書館 電話 (042)749-2244 F A X (042)749-2766 橋本図書館 電話 (042)770-6600 F A X (042)770-6601

点訳・拡大写本サービス 身

内 容	視覚障がいの方の希望に応じて、ボランティアが書籍を点訳あるいは文字を拡大して写本しています。
窓 口	視覚障害者情報センター（ウェルネスさがみはら A 館 2 階）
電 話	(042)769-8275
F A X	(042)786-7665

ことばの道案内提供事業 身

内 容	視覚に障がいがあり、地図を理解することが難しい人に、駅やバスの停留所等から目的施設までの道のりをことばで案内する道案内事業です。 道案内の内容はホームページで公開しており、音声ソフトの入ったパソコンや、音声機能付きの携帯電話等で、聞く事ができます。
ホームページアドレス	https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kosodate/fukushi/1026641/s hogai/1016082/1006536.html



声の広報・点字版広報の配布 身

利用できる方
内 容

市内在住の視覚に障がいのある方

次のものを作成し、希望に応じて郵送で配布します。

〔録音版及び点字版〕

「広報さがみはら」、「さがみはら市議会だより」、市社会福祉協議会広報紙

「社協さがみはらみんないいひと」、「選挙のお知らせ（啓発紙）」・「選挙のお知らせ版（選挙公報）」（選挙時に発行。録音版又は点字版の「広報さがみはら」を受領されている方へ配布）

〔録音版のみ〕

「健康さがみはら」（一般社団法人相模原市医師会発行）

なお、「広報さがみはら」につきましては、読み上げソフトをお使いの方などが音声で聞くことができる「テキスト版」を、相模原市のホームページに掲載しています。

窓 口

広報さがみはら	広報課（市役所本館 3 階） 電話(042)769-8200
さがみはら市議会だより	議会局政策調査課（市役所本館 2 階） 電話(042)769-9803
健康さがみはら	一般社団法人相模原市医師会 電話(042)755-3311
社協さがみはらみんないいひと	市社会福祉協議会総務課 電話(042)730-3888
選挙のお知らせ（啓発紙） 選挙のお知らせ版（選挙公報）	選挙課（けやき会館 4 階） 電話(042)769-8290 FAX(042)750-3244

13

その他の制度

身体障害者補助犬の給付 身

利用できる方

視覚障害、肢体不自由、聴覚障害により日常生活に著しい障害があり、身体障害者手帳の交付を受けている県内在住の方で所定の訓練を経て、身体障害者補助犬の使用が適当と認められる方

費用
留意点

訓練時の飲食費等について自己負担あり

希望者多数の場合は、給付が翌年度以降になる場合もあります。補助犬の種類は盲導犬、介助犬、聴導犬です。

窓 口
所在地
電話
F A X

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課 社会参加推進グループ

〒231-8588 横浜市中区日本大通 1

(045)210-1111（代表）内線 4709

(045)201-2051

※補助犬の使用又は同伴に関する苦情の申出窓口は市高齢・障害者福祉課になります。

身体障害者補助犬の診療費助成 身

内 容

公益社団法人神奈川県獣医師会会員の病院で受診する場合に、診療費の一部を助成します。

利用できる方

神奈川県内（横浜市、川崎市を除く）在住の身体障害者補助犬及びそのリタイア犬の使用者

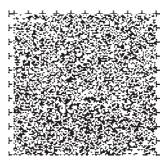
窓 口
所在地
電話
F A X

公益社団法人神奈川県獣医師会

〒251-0024 藤沢市鵠沼橋 1-16-14 ヤマキビル 3-A

(0466)86-5077

(0466)86-5078



磁気誘導ループ等の補聴支援 身

内 容	難聴の方に対し、市では以下の施設に磁気誘導ループなどの補聴支援機器を設置しています。
窓 口	使用の希望や相談は、各施設に事前にお問い合わせください。

施設名	設置場所等	方式	連絡先
緑区合同庁舎	集団指導室 1・2	設置型磁気ループ	緑区役所区政策課 F A X (042) 700-7002 電 話 (042) 775-8802
	健康増進室	携帯型磁気ループ	
	機能訓練室	携帯型磁気ループ	
	情報交換ルーム	携帯型磁気ループ	あじさい会館 緑分室 F A X (042) 774-7160 電 話 (042) 775-1761
	高齢者交流室	携帯型磁気ループ	
もみじホール城山 (城山文化ホール)	多目的ホール	赤外線方式	事務室 F A X (042) 783-5296 電 話 (042) 783-5295
相模原市民会館	ホール	F M方式	事務室 F A X (042) 753-2000 電 話 (042) 752-4710
	会議室	携帯型 F M方式	
あじさい会館	管理事務室保管	携帯型磁気ループ	管理事務室 F A X (042) 759-4815 電 話 (042) 759-3963
南保健福祉センター	情報交換ルーム	設置型磁気ループ	あじさい会館 南分室 F A X (042) 748-4419 電 話 (042) 765-7085
	高齢者交流室	設置型磁気ループ	
相模女子大学グリーンホール (相模原市文化会館)	大ホール (一部)	設置型磁気ループ	管理事務室 F A X (042) 749-2772 電 話 (042) 749-2200
ユニコムプラザさがみはら (市民・大学交流センター)	事務室保管	携帯型磁気ループ	事務室 F A X (042) 701-4371 電 話 (042) 701-4370

13

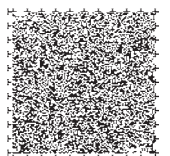
その他の制度

ストーマ用装具保管事業

内 容	人工肛門や人工膀胱を保有する方々が、災害時にストーマ用装具の持ち出しができなくなった場合に備えて、ストーマ用装具を保管します。
-----	---

保 管 場 所	緑 区	相模原市緑区合同庁舎	緑区西橋本 5-3-21
		相模原市城山総合事務所	緑区久保沢 1-3-1
		相模原市津久井保健センター	緑区中野 613-2
		相模原市相模湖総合事務所	緑区与瀬 896
		相模原市藤野総合事務所	緑区小淵 2000
	中央 区	相模原市立療育センター陽光園	中央区陽光台 3-19-2
		相模原市立障害者支援センター松が丘園	中央区松が丘 1-23-1
	南 区	相模原市南保健福祉センター	南区相模大野 6-22-1

問 合 せ 先	【各区共通】 高齢・障害者支援課 (ウェルネスさがみはら B館 3 階) 電話(042)769-8355
---------	---



人工呼吸器使用者非常用電源給付事業

内 容

利用できる方

手 続 き



市ホームページ

窓 口

在宅で人工呼吸器を利用している方に対し、災害時の備えとして、非常用電源装置確保の支援を行います。所得に応じて自己負担が生じる場合があります。

次の条件のいずれにも該当する方

- (1) 相模原市に住所を有し長期入院や施設入所をしておらず在宅で生活している
- (2) 常時または睡眠時に継続して人工呼吸器（睡眠時無呼吸症候群の方等の CPAP 使用は対象外）を使用している

市ホームページから様式を取得し、購入前に以下の必要書類を窓口へ提出してください。

- ①申請書（第1号様式）
- ②見積書（第2号様式）
- ③購入予定の非常用電源の仕様が確認できるもの（カタログコピーなど）
- ④医師の意見書等（第3号様式）

※ただし、小児慢性特定疾病医療受給者証又は指定難病医療受給者証にて人工呼吸器使用の旨が確認できる場合は医療証の写しを医師の意見書に代えることができます。

- ⑤市町村民税課税（非課税）証明書

※市外から転入し、相模原市で税情報が確認できない方のみ

高齢・障害者福祉課障害福祉班（市役所本館4階）（電話 042-707-7055）

13

その他の制度

（広告）



就労継続支援B型 ^{アレスリーベ} alles liebe



お問い合わせ先
☎042-851-3104
〒252-0206

相模原市中央区淵野辺3-5-10

担当 小野

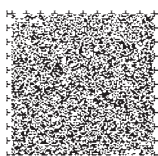
生活訓練や、基礎体力の向上など 体調や生活リズムの改善をサポートします。

「今の生活を変えたい」「一歩踏み出したい」など、社会に出ることの不安や、体力・体調の不安などにも寄り添い、あなたの目標に合わせて、スタッフが一人ひとりと寄り添います。

仕事内容：接客・簡単事務作業・内職・地域の方からの依頼された簡単作業etc. . .



alles liebe



生活福祉資金 身 知 精

内 容	他の機関等からの借入が困難な世帯を対象に、障がい者用自動車の購入や住宅の増改築及び補修、あるいは技能を習得するために必要とする資金などについて相談・貸付けを行います。 貸付には条件や世帯収入の基準などがあります。また、申込後に貸付についての審査を行います。
窓 口	市社会福祉協議会さがみはら成年後見・あんしんセンター 及び緑区事務所・南区事務所（→10 ページ）

福祉用具の貸出等

内 容	外出時の移動補助や制度利用を開始するまでのつなぎ等のため、福祉用具の無料貸出しを行っています。
無料貸出期間	車いす（自走式・介助式）：2 週間以内 松葉杖・ロフトストランドクラッチ：2 か月以内
窓 口	市社会福祉協議会中央ボランティアセンター 及び各区ボランティアセンター・地域事務所（→10 ページ）

ボランティア活動

内 容	趣味活動のお手伝いや外出の付添い、話し相手等、ボランティアの紹介を希望する方の相談・援助を行います。また、ボランティア活動を希望する方への活動紹介や登録、各種ボランティア講座の開催も行っています。
窓 口	市社会福祉協議会

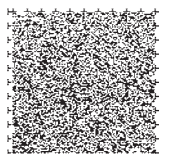
事務所	電 話	F A X
緑ボランティアセンター	(042)775-1761	(042)774-7160
城山地域事務所	(042)783-1212	(042)782-4050
津久井地域事務所	(042)784-3393	(042)784-6142
相模湖地域事務所	(042)649-0202	(042)649-0200
藤野地域事務所	(042)687-3361	(042)687-4049
中央ボランティアセンター	(042)786-6181	(042)786-6182
南ボランティアセンター	(042)765-7085	(042)748-4419

13

その他の制度

ふれあいサービス（有料の家事援助サービス） 身 知 精 難

利用できる方 サービス内容	高齢、障がい、傷病、出産、ひとり親世帯等で家事援助等の支援が必要な世帯 ふれあいサービス相談員が利用会員を訪問し、サービスに関する相談や日常生活上の相談・助言、他の機関や制度の紹介などを行います。 協力会員が利用会員を訪問し、主に次のような家事援助等の支援を行います。 買物・調理・掃除・洗濯・通院、外出付添・話し相手・見守り など
利 用 時 間	<基本時間>月～金曜日：午前9時～午後5時 <超過時間>月～金曜日：午前7時～9時・午後5時～7時 土曜日・日曜日、祝日及び年末年始：午前7時～午後7時
利 用 料 金	基本時間 30分 450円／超過時間 30分 500円 ／交通費負担
会 費	利用会員 年間 1,500円
協 力 会 員	20歳以上の市民で熱意をもってサービスを提供できる人（資格は、問いません。）
窓 口	市社会福祉協議会事務所（ふれあいサービスセンター） 電話(042)756-5098 城山地域事務所・津久井地域事務所・相模湖地域事務所・藤野地域事務所・南区事務所（→10 ページ）



14. 就 学

就学相談

内 容	障がい等により個別に配慮を要する次年度就学児及び在学児童生徒の就学や教育に関する相談を行っています。
窓 口	教育委員会支援教育課（→6 ページ）

*通常の学級

大きな集団で学び、一斉指導が中心となります。必要に応じて保護者の送迎により、週1回程度、個に応じた通級指導教室（きこえとことばの教室・サポートルーム）を利用することもできます。

*特別支援学級

地域の学校に設置されており、知的、自閉症・情緒、肢体不自由、病弱、弱視、難聴の種別があります。学級は少人数で、個別の指導計画にそって学習を進めます。学習参加や学校行事など、同じ学校内の通常の学級との交流もあります。

*特別支援学校

より支援の必要なお子さんに対して、少人数で個々に合わせた指導をしています。知的、肢体不自由、病・虚弱、視覚、聴覚の部門があります。市内には県立の相模原支援学校・相模原中央支援学校・津久井支援学校があります。

（広告）

 **ぽるて** しゅうろういこうしえん しゅうろうけいぞくしえんBがた
就労移行支援・就労継続支援B型

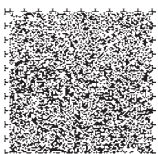
はたら **あなたの働きたいを** ぜんりょく **全力サポート！**

といあわ さき
問合せ先：042-703-6804

といあわ かのう じかん ごぜん じ ごご じ へいじつ
問合せ可能時間：午前9時～午後5時（平日）

ホームページ <https://porte-works.com/>

ばしよ さがみはらし みどりくおおやまちょう はしちと しょうがっこうまえ
場所：相模原市緑区大山町8-16-101（橋本小学校前）



15. 就 労

ハローワークの職業相談・紹介 **身 知 精 難**

内 容	障がいのある方に対して、求職登録後、公共職業訓練のあっせん、各種支援策を活用し、職業相談、職業紹介を行っています。 なお、毎月第1・第2・第3木曜日午前10時～正午は、手話協力員の設置があります。
窓 口	ハローワーク相模原（→11 ページ）

障害者支援センター松が丘園・けやき体育館・緑障害者相談支援キーステーションの就労相談等 **身 知 精 難**

内 容	原則として市内在住の障がいのある方で、就労を希望される方を対象に、就労に関する相談、適性にあった就労先の開拓・紹介、職場実習への同行、職場定着のための定期訪問などの援助を行います。 相模原障害者就業・生活支援センター 就労援助センター 相模原無料職業紹介センター松が丘園 障害者地域就労援助・けやき相談センター
申 し 込 み	障害者支援センター松が丘園（→4 ページ） 緑障害者相談支援キーステーション（→4 ページ） けやき体育館（→67 ページ）

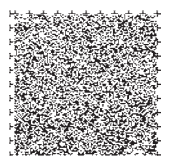
神奈川障害者職業センター **身 知 精 難**

内 容	就職や復職を希望する障がい者や、障がい者の雇用に取り組む事業主等に対し、以下の支援を行っています。 ・職業相談・職業評価・職業リハビリテーション計画の策定 ・職業準備支援（作業支援・講座等の精神・発達・高次脳機能障がい者向けのプログラム） ・職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援 ・リワーク（職場復帰）支援 ・事業主に対する障がい者の雇用管理等についての相談・援助 ※ 相談は予約制です。
所 在 地	〒252-0315 南区桜台 13-1
電 話	(042) 745-3131
F A X	(042) 742-5789
メールアドレス	kanagawa-ctr@jeed.go.jp
開 庁 時 間	午前8時45分～午後5時（土日祝・年末年始休暇を除く）

15
就
労

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 神奈川支部 高齢・障害者業務課

内 容	事業主等の皆様へ、障害者雇用納付金制度に基づく納付金の申告、調整金・報奨金等の申請の受付、助成金の申請の受付、障害者職業生活相談員資格認定講習、地方アビリンピック等の啓発活動等の業務を実施しています。
所 在 地	〒241-0824 横浜市旭区南希望が丘 78 番地
電 話	(045) 360-6010
F A X	(045) 360-6011
ホームページアドレス	https://www.jeed.go.jp/location/shibu/kanagawa



神奈川障害者職業能力開発校 身 知 精

内 容

身体・知的・精神障がいのある方が、就職に必要な知識・技術・技能を習得し社会参加と職業的自立ができるように、訓練を行っています。

コース名	対象(当該の手帳がある方)	期間	開始時期
総合CAD	身体・精神	1年	4月・10月
ITチャレンジ	身体・精神	1年	4月・10月
Web・DTP制作	身体・精神	1年	4月
ビジネスサポート	身体(視覚)	1年	4月
ビジネスキャリア	身体・知的	1年	4月
総合実務	知的	1年	4月
ビジネス実務	精神※	6か月	4月・10月
サービス実務	精神※	6か月	4月・10月

※統合失調症、そううつ病、てんかんの診断を医師から受けている方を含みます。

また、地域の企業、社会福祉法人、NPO等の多様な委託先を活用して、障がい者の能力、適性及び障がい者の雇用ニーズに対応した様々な委託訓練も実施しています。詳細については、下記問合せ先へご連絡ください。

所 在 地

〒252-0315 相模原市南区桜台 13-1

問 合 せ 先

神奈川障害者職業能力開発校 または ハローワーク相模原 (→11 ページ)

電 話

(042) 744-1243

F A X

(042) 740-1497

ホームページアドレス

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f3e/kanakou/>



職業訓練法人 神奈川能力開発センター 知

利用できる方

知的障がい者と判定された方。

義務教育修了(修了見込み)以上25歳未満で、働いた事がない又は働いた経験が少ない方。

詳しくは下記問合せ先までご連絡いただくか、当センターの募集案内もしくはホームページをご参照ください。

内 容

社会人として必要な労働習慣や社会性を、集団生活を通して身につけ、一人ひとりの適性や能力に応じた職業的自立を目指す職業訓練を実施します。

また、全寮制による集団生活を通して協調性と身辺自立、社会参加に必要な生活習慣を身に付けます。

科			定員	期間	訓 練 内 容
二年間の内容	一年次	認定職業訓練 職業基礎科	30 名	1 年	基本的な知識、技能を身に付けると共に、体力の向上および、加工技術、施設管理、物流販売、パソコン作業等の基本を学び、職業的自立を目指します。
	二年次	公共職業訓練（委託）		1 年	本人の希望、1 年次の訓練状況における適性等により、3 コースに分かれ総合加工技術、施設管理技術、物流販売技術のいずれかを専攻して専門的な知識、技能を学び職業人としてのマナーを身に付け、一般就労を目指します。
		総合加工技術コース	10 名		
		施設管理技術コース	10 名		
		物流販売技術コース	10 名		

所 在 地

〒259-1101 伊勢原市日向 496 番地

問 合 せ 先

神奈川能力開発センター

電 話

(0463) 96-4555

F A X

(0463) 96-4593

ホームページアドレス

<http://www.noukai.ac.jp>

